



2023年度「大綱」、提示される! ②
 ~過去5年間平均の10倍のベースアップ!しかし、昇給制度の改正も!~



10月20日に当局より「大綱」が提示されました。NO.31の続きです。

令和5年度小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与改定等の大綱について(つづき)

V 夜間中学に勤務する教職員の勤務時間

1 勤務時間の割振り

月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとし、1日の勤務時間の割振りは、原則として午後1時から午後9時30分(休憩時間を除く。)とする。

なお、三期休業期間中における1日の勤務時間の割振りは、原則として午前8時30分から午後5時(休憩時間を除く。)とする。

ただし、これらにより難いやむを得ない事情がある場合は、これらとは別の時間帯に勤務時間の割振りを行うことがある。

交渉!

2 実施時期
令和6年
4月1日

VI 特殊勤務手当制度の改正

1 夜間中学指導業務手当の新設

(1) 北九州市立ひまわり中学校に勤務する教育職員が、生徒に対する授業又は指導に従事したときに支給する。

(2) 会計年度任用職員についても、同様の取扱いとする。

2 手当額
日額 700 円

3 実施時期
令和6年
4月1日

VII 特別休暇制度の改正

I 「夏期における健康保持」を理由とする特別休暇の取得要件の改正 取得期間を次のとおりに改正する。

(1) 正規教職員

現行	改正後
休暇年度の6月1日から9月30日までの間に6日(高齢者部分休業教職員、定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあっては、6日に第17条第2項各号に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))を超えない範囲内において必要と認められる日数	休暇年度の6月1日から10月31日までの間に6日(高齢者部分休業教職員、定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあっては、6日に第17条第2項各号に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))を超えない範囲内において必要と認められる日数

(2) 会計年度任用職員

現行	改正後
休暇年度の6月1日から9月30日までの間(以下「対象期間中」という。)に継続して1月以上2月未満任用されている会計年度任用職員にあっては対象期間中に2日、対象期間中に継続して2月以上任用されている会計年度職員にあっては対象期間中に4日	休暇年度の6月1日から10月31日までの間(以下「対象期間中」という。)に継続して1月以上2月未満任用されている会計年度任用職員にあっては対象期間中に2日、対象期間中に継続して2月以上任用されている会計年度職員にあっては対象期間中に4日

2 実施時期 令和6年4月1日

VIII 早期希望退職の実施

1 実施時期 令和5年度 2 退職期日 令和6年3月31日 3 対象者 正規教職員のうち、退職日現在45歳以上57歳未満の者

4 退職手当の特例措置 早期希望退職に応募し認定を受けた教職員の退職手当について、次の特例措置を講ずる。

(1) 定年退職手当率の適用年齢を45歳に引き下げる。

(2) 勤続期間20年以上の教職員について退職手当の加算を行う。加算は退職時の年齢が45歳の者を45%とし、以後1年につき3%の割合で逡減し、56歳の者で12%とする。

5 応募に対する認定方法

実施要項により募集期間その他応募に係る手続きを周知し、期間中になされた応募に対して、不認定事由に該当する場合を除き認定を行う。ただし、認定後に失効事由に該当した場合は、認定の効力を失う。

「大綱」の内容は、NO.33 に続きます

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください!

///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1

E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp

北九州教育会館 TEL (093) 953-0381

